

あかぎ通信 No.17

あかぎ会議(第19回)を開催

令和7年12月15日(月)に前橋市赤城少年自然の家において「あかぎ会議(第19回)」を開催しました。

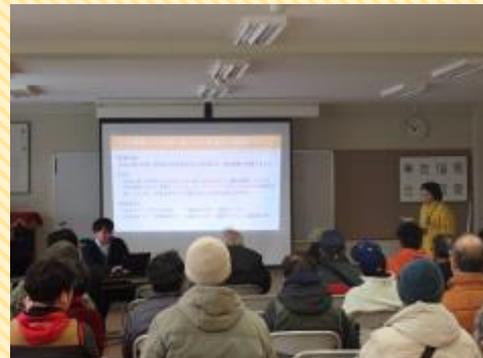
当日は、地元と自然環境団体等の方々23名にご参加いただきました。

あかぎ会議(第19回)の概要

日時：12月15日(月) 13:00～14:15
場所：前橋市赤城少年自然の家
(研修室)
参加者：7名(地元の方々)
16名(自然環境団体等の方々)

- 1 開会・挨拶
- 2 赤城VC工事の進捗状況について
- 3 県立自然公園の指定について
- 4 赤城神社元宮の木道橋修繕について
- 5 県産材ベンチ等の設置場所について
- 6 JR前橋駅への赤城山頂エリア気温計の設置について

📷 会議の様子





赤城VC工事の進捗状況について

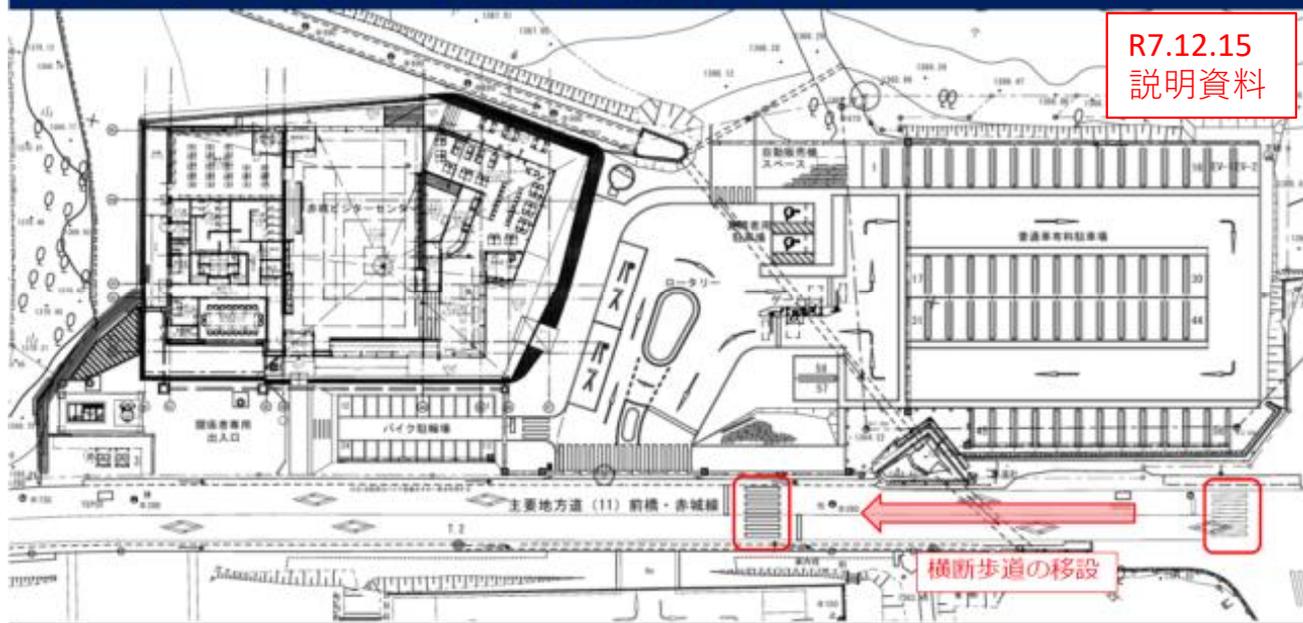
- 以下理由により冬季に施工できる作業内容が限定されてしまうため、工事の完成が数ヶ月程度遅れ、赤城VCのオープンは令和8年秋以降になることを説明した。
 - ①建物の躯体である鉄骨梁について、意匠性の観点から曲面架構を採用しているが、施工にあたり主要構造部材（鉄骨・屋根）の検討及び鉄骨部材の曲面加工に不測の時間を要した。
 - ②鉄骨建方工事の遅れに伴い、一部冬季期間も含めて屋根施工を行うことを想定していたが、使用する接着剤が、冬季(5℃以下)では、硬化不良を起こすため施工できないことが判明した。
 - ③屋根の施工ができないと、降雪等の天候に対応できないため冬季に内装工事を進めることができない。※大沼CFは予定通り令和8年春オープン予定。
- 横断歩道の移設について、図面を用いて説明を行った。

●現在の現場状況



建物の形を作るための鉄骨工事を実施中（年内に建方は完成）

赤城ビジターセンター 横断歩道の移設について



【赤城VC工事の進捗状況に関する質疑応答】

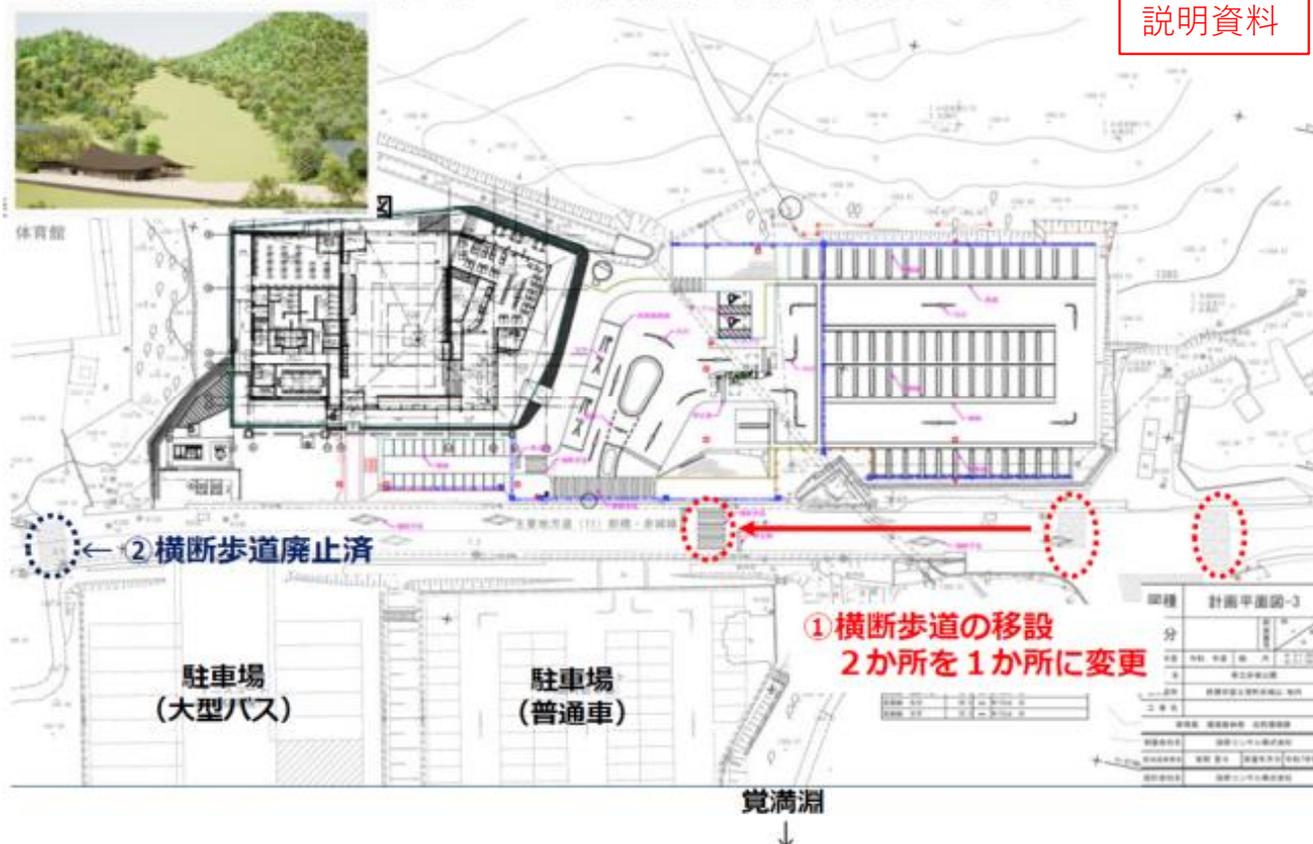
- ・ 仮設トイレがある期間は、横断歩道は今の位置のままか。
⇒横断歩道はオープン前に移設する予定なので、工事完成間近までは既存の位置にあり、仮設トイレへ行く際に利用可能である。
- ・ 分校体育館前の横断歩道はなくなるのか。
⇒警察からも横断歩道を減らすように指導されているため、元々2か所あった横断歩道を今回設置する箇所に集約する予定。
- ・ 横断歩道を渡った覚満淵側に歩道はあるのか。
⇒歩道はないが、路肩が広くあるため、歩行者の通行は可能。
また、VC側には歩行者用通路も設けている。

<横断歩道位置の変更について>

- ・ 12/15（月）のあかぎ会議後に再度警察協議を行った結果、内容が変更となり最終的に以下の案となった。
- ・ 本案については、2/18（水）のランドデザイン策定WS時に参加者へ説明を行った。

赤城ビジターセンターの横断歩道移設について

R8.2.18
説明資料



県立自然公園の指定について



- ・ 令和10年度を目標としている県立赤城公園の県立自然公園指定に向けて、自然公園の概要や許可・届け出が必要となる行為等について、資料を用いて説明を実施した。
- ・ 実際に指定する範囲については、今年度実施している自然環境調査の結果や関係機関との調整状況を踏まえて決定していく予定である。

自然公園とは？

自然公園はすぐれた自然の風景地を保護するために開発等の人為を制限するとともに、風景の観賞などの自然に親しむ利用がし易いように、必要な情報の提供や利用施設を整備しているところです。

自然公園は以下のような目的で指定されます。

- ・優れた自然の**風景地の保護**
- ・自然資源の利用増進
- ・生物の多様性の確保に寄与

(自然公園法第1条(目的))

自然公園は3種類あります

| 区分 | 指定・管理 | 性質 | 特色 |
|--------|-----------------|--------------------------------------|--|
| 国立公園 | 環境省が指定・管理 | 日本を代表する 自然景観 や 生態系 を持つ | 世界にも類のない美しい自然を日本の宝として未来に引き継ぐ役割を担い、保護と利用のバランスが重視される |
| 国定公園 | 環境省が指定し、都道府県が管理 | 地域を代表する 自然景観 や 生態系 を持つ | 国民の保健・休養・教化に資する、地域に根差した形で自然との触れ合いを促進する |
| 県立自然公園 | 都道府県が指定・管理 | 地域の自然や文化を活かした公園 | 地元住民の憩いの場としての役割を担う |

自然公園の在り方

近年では、地域と連携し、**自然を活用した保護と利用の好循環の仕組みづくり**(優れた自然環境、地域社会・文化の保護への貢献)を目指した公園の在り方が求められています。これらの方針に従い、公園計画等を作成し、運営していきます。



公園指定区域検討範囲

自然公園としての指定区域は現在の県立赤城公園の範囲を基本とし、周辺地域について検討中です。今後、関係機関、周辺自治体と調整を行っていく予定です。
(以下は検討範囲であり、全域の指定を決定しているわけではありません。)



自然公園の規制計画

自然公園では地域ごとに規制があります。一般的な概要について示します。

| 地種区分 | 規制の程度 | 自然公園内では許可が必要な行為 | 自然公園では届出が必要な行為 |
|-----------------------------------|-------|---|---|
| 第1種特別地域 | 厳しい | <ul style="list-style-type: none"> ・建築物・工作物の新築・改築 ・土地形状の変更 ・鉱物・土石の採取 ・広告物の設置 ・屋根・壁の色彩変更 ・木竹の伐採・植栽 ・動物の捕獲・放出 ・植物採取 | 届出では実施できない |
| 第2種特別地域 | 中程度 | 上記と同様だが規模に違いがある | 届出では実施できない |
| 第3種特別地域 | 緩やか | 上記と同様だが規模に違いがある | 届出では実施できない |
| 普通地域 | 最も緩やか | なし | <ul style="list-style-type: none"> ・高さ13m超または延べ面積1,000㎡超の建築物 ・大規模な土地改変 ・鉱物・土石の採取 |
| (参考) 特別保護地区 ※県立自然公園では設定されない | 最も厳しい | <ul style="list-style-type: none"> ・第1種特別地域で挙げた行為 ・火入れ・たき火 ・車馬の乗り入れ | 届出では実施できない |

今後、自然公園の適正な利用、保護を図るため規制計画を策定します。
 現在、詳細な規制の範囲と内容を検討中です。

【県立自然公園の指定に関する質疑応答】

- ・ 県立自然公園を検討している範囲を教えてください。
⇒南側は荒山の南の位置くらいまで、北側は昭和村の端が入るあたりまでとしており、薬師岳の登山道も含まれている。（範囲は前ページの図面参照）
- ・ 国有林をどうしていくかについては、これから検討していくということか。
⇒認識のとおり。国有林側の考え等もあるため、県で方針案を固めた後、関係機関と調整しながら範囲を決めていくこととなる。
- ・ 稜線上の分岐点にある道標については荒廃しているものがたくさんある。
県立自然公園に含んでもらえれば、その維持管理も対応してもらえるのか。
⇒県がどこまで維持管理を担えるかどうかという点も含めて、これから範囲を検討させていただく予定である。
また、県立自然公園に指定されたからといって県がすべてを管理するというわけではなく、市町村や林野庁と協力しながら運営していくこととなる。各市町村等の考えや予算によって整備の有無も左右されるため、自然公園に指定＝すべての道標が綺麗に整備できるというわけではない。
なお、自然公園に指定された場合は、個人や団体が厚意で道標を設置する行為も規制対象になるので、設置や修繕等については県や市町村等の公園管理者に連絡をして対応を依頼するような形となる。
- ・ 申請手続き後に、申請内容と違うことをしている相手がいた場合の罰則等はあるのか。
⇒ルールや罰則等については、これから策定する県立自然公園条例で定めていくこととなるが、是正勧告・命令等による対応になる可能性が高い。
- ・ 第1種～第3種の区分は既に決まっているのか。
⇒地種区分は指定範囲とあわせてこれから検討していく。
- ・ 地種区分は公園全体で同じになるのか。
⇒地種区分は現地の性質等を踏まえて決定するため、自然環境調査の結果等も考慮して各エリアに応じた設定を行う予定。
（例：大洞商店街は普通地域、覚満淵は第2種特別地域にする等）
- ・ 地種区分が異なるエリアに跨って行為を実施する際の申請は一括で良いのか。
⇒基本的には一番規制が厳しいエリアに合わせて書類を作成していただき、一括で申請してもらおう形になると思う。手続きについてはできる限り煩雑にならないように考えていきたい。
- ・ 地種区分の違いによって、行為規制や申請手続きの違いはあるのか。
⇒建物建築等については規制内容が異なるが、動植物の捕獲等については違いがなく、申請書類についても地種区分ごとでの違いはない。
- ・ 自然公園に指定された範囲は鳥獣保護区にも指定されて、狩猟等が禁止になるのか。
⇒自然公園と鳥獣保護区は別個の制度なので、自然公園＝鳥獣保護区や狩猟禁止地域というわけではない。特別地域に指定されれば規制等が強くなるが、公園指定の考え方と鳥獣保護区指定の考え方は通ずる部分もあるので、ある程度リンクした地種区分を設定することになると思われる。詳細については、今後検討を進める指定範囲や地種区分の案を踏まえて相談いただきたい。



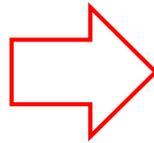
赤城神社元宮の木道橋修繕について

- 木道橋が壊れて流水があると渡れない状態のため、高密度ポリエチレン管で水路を確保し、その上に土を盛って歩道とする予定。（R8.1現地施工済み）

< 施工前 >



< 施工後 >



【赤城神社元宮の木道橋修繕に関する質疑応答】

- 管が詰まることがあると思うが、維持管理等は誰がするのか。
⇒維持管理は県が行う。
- 幅はどのくらいか。
⇒直径60cmの管を2本設置し、土で埋設の上、周辺も擦り付けるため、約2m程度となる予定。

県産材ベンチ等の設置場所について



- 今年度製作する県産材のテーブルベンチとベンチについて、景観ガイドラインも踏まえて視点場に設置したいと考えているが、設置希望場所等のご意見があれば伺いたい。
⇒商店街前の湖畔沿いのベンチが統一されていないので、そこに置いてはどうか。
→商店街と相談の上、設置を検討したい。
- 設置は年明け以降になるため、ほかにも何かご意見等があれば後日でも構わないので連絡していただきたい。

JR前橋駅への赤城山頂エリア気温計の設置について（前橋市）



- 赤城山頂の気温と市街地の気温を表示する気温計を、JR前橋駅に設置する予定。（R8.1設置済み）

< 目的 >

- 赤城山頂と市街地の温度差をPRし、新たな避暑地として観光誘客につなげる
- JR前橋駅の北口に設置することで、多くのメディアや個人のSNS等に継続的に取り上げられ、赤城山頂エリアの夏の涼しさや冬の寒さをPRする

< 設置場所 >

- 山頂エリア（あかぎ広場） ⇒ 温度センサー・通信システム
- 市街地エリア（前橋駅北口） ⇒ 温度センサー・通信システム・温度表示板

【会議概要】

◎山頂エリア（あかぎ広場）

⇒防災無線のポールに温度センサー設置

R7. 12月中に設置工事実施予定

<設置後の現地写真（R8.1撮影）>



◎市街地エリア（前橋駅北口）

⇒北口前のバス案内板上部に設置

R8. 1月末に設置工事実施予定

<設置後の現地写真（R8.1撮影）>

- ・文字色は白（景観配慮）
- ・マイナス表記あり
- ・看板にデジタル表示器を埋め込む



【JR前橋駅への赤城山頂エリア気温計の設置に関する質疑応答】

- ・気温表示板は両側つくのか。テレビの中継で映るのはロータリー側が多い。リアルタイムで音声レポートしてもらうのは難しいと思うため、ロータリー側を向いていた方がよいのではないか。
⇒色々検討した中で駅側のみ表示することとなった。
今後要望等が出てくれば、裏面にも表示させるための予算確保も検討したい。
- ・気温表示板の大きさはどのくらいか。
⇒横2m、縦0.7mである。

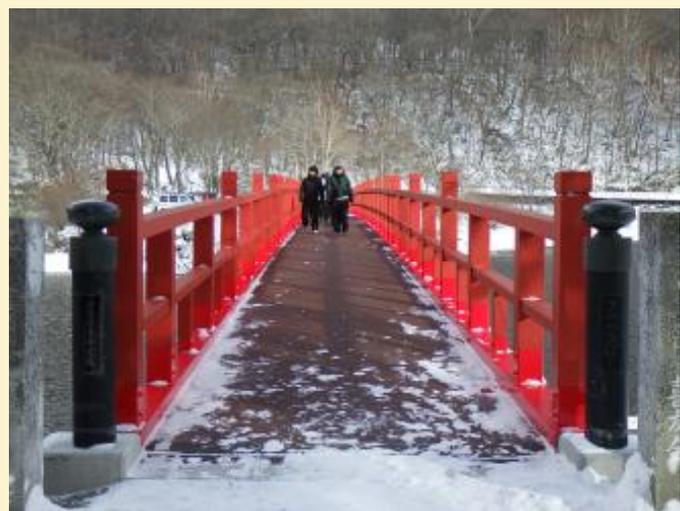
【特集】啄木鳥橋をみんなで渡る会

県立赤城公園のシンボリックな存在である啄木鳥橋（きつつきばし）は、架橋から50年以上経過し、老朽化が著しく利用者の安全が確保できないことから、平成31年2月から全面通行止めとし、架替工事を実施していました。

このたび、上部工の高欄工事が完成したことから、令和7年12月15日（月曜日）に「啄木鳥橋をみんなで渡る会」を実施しました。（翌日16日から開通）

<啄木鳥橋の概要>

- ・上部工：5径間鋼単純H型床版橋（橋長72m、幅員2m）、木製高欄
- ・下部工：鋼製パイルベント式橋脚、既設橋台を再利用



発行・問合せ先

群馬県 環境森林部 自然環境課

電話：027-226-2876 メール：kanshizen@pref.gunma.lg.jp